

感染症発症時、施設のご利用について

TAC中野では、乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層の方が利用し集団行動やロッカー・道具等を共有する為、感染症発症時は、施設のご利用を控え、医療機関を受診して頂きますようお願い申し上げます。

医師から「感染のおそれがない。かつ、集団行動や道具の共有が認められる。」との診断により、施設のご利用が可能となります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

感染症一覧表

分類	感染症名	参加停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（SARS）		
	鳥インフルエンザ（H5N1）		
	新型感染症、指定感染症及び新感染症		
	第二種		インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）		発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。	
百日咳		特有の咳が消失するまでまたは五日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
麻疹（はしか）		解熱した後三日を経過するまで。	
流行性耳下腺炎（おたふく）		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発見した後五日を経過かつ、全身状態が良好になるまで。	
風疹（三日はしか）		発しんが消失するまで。	
水痘（水ぼうそう）		すべての発しんが痂皮化するまで。	
咽頭結膜熱		主要症状が消失した後二日を経過するまで。	
結核		医師が感染のおそれがないと認められるまで。	
髄膜炎菌性髄膜炎		医師が感染のおそれがないと認められるまで。	
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認められるまで。	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		溶連菌感染症
			ウイルス性肝炎
			手足口病
			伝染性紅斑（りんご病）
			ヘルパンギーナ
			マイコプラズマ感染症
			感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）
			アタマジラミ
伝染性軟属腫（水いぼ）			
伝染性膿痂疹（とびひ）			
疥癬（かいせん）			
皮膚真菌症（カンジダ感染症など）	医師が感染のおそれがないと認められるまで、かつ、集団行動や道具の共有が認められるまで。		

※学校保健安全法より抜粋

【スクール会員の欠席制度について】 スクール参加許可書のご提出により、欠席した回数の半額を翌月分に充当致します。

2024年6月～